

建設工事における中間前金払制度の導入について

いちき串木野市においては、建設工事の前金払について、これまで契約金額の4割の範囲内においてできるものとしていましたが、昨今の経済状況等に鑑み、建設業者の経営安定化対策の一環として、中間前金払制度を導入しました。

1 中間前金払制度の概要

一定の要件を満たす場合、当初の前金払（4割）に加えて、さらに2割を越えない範囲で前金払（いわゆる中間前金払）をすることができる制度

2 対象となる工事

請負代金の額が100万円以上の工事で、既に4割以内の前金払がなされている工事

3 中間前払金の使用等

中間前払金の充当範囲は、工事請負契約書第36条に規定されている前払金の充当範囲と同じとする。

4 中間前金払の認定要件

次のいずれにも該当すること。

- 1) 工期の2分の1を経過していること。
- 2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

5 中間前金払の割合

請負代金の額の2割以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金の額の6割を超えてはならないものとする。

6 中間前金払における特例

部分払をした後には、中間前払金を支払うことはできない。ただし、継続費に係る契約において、部分払をした会計年度の翌会計年度においては、当該会計年度に係る中間前払金を支払うことができるものとする。

7 中間前払金に係る手続の流れ

① 認定請求

請負者は契約担当者に対して、**中間前金払認定請求書（別紙様式第1号）**及び**工事履行報告書（別紙様式第2号）**を提出し、認定請求を行う。

② 認定調査

契約担当者は認定請求に基づき、認定要件に合致しているかについて調査を行う。（原則として、毎月提出される「工事月報」による書面確認で足りるものとする。）

③ 認定調書の交付

契約担当者は中間前金払認定請求書を受け付けた日から原則7日以内に**中間前金払認定調書（別紙様式第3号）**を請負者に交付する。

④ 中間前払金の請求

請負者は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条

第4項に規定する保証事業会社から中間前払保証証書の発行を受けた後、**公共工事請負中間前金払申請書**及び**請求書**に当該保証証書を添えて契約担当者に請求する。

⑤ 中間前払金の支出

契約担当者は請求を受けた日から原則14日以内に支払う。

8 適用年月日

平成22年4月1日以降契約分から適用

中間前金払事務の流れ

